

申請に対する処分

処分名	建設工事入札参加資格審査申請の受理
根拠法令	奄美市建設工事入札参加資格審査要綱
所管課	企画調整課

1 審査基準

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、何人も申請を行うことができる。
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、奄美市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により、奄美市の指名競争入札に参加させないこととされた者
 - エ 申請しようとする業種について、必要となる許可を受けていない者
 - オ 本市が課税する市税等を滞納している者
- (2) 申請の方法

建設工事入札参加資格審査申請書及び次に該当する関係資料一式を提出する。

- ア 建設業許可通知書写し
- イ 建設業許可申請書写し（添付書類含む）
- ウ 経営事項審査結果通知書写し
- エ 直前2年分工事経歴書
- オ 身分証明書（代表者）〔原本〕
- カ 印鑑証明書（法人又は個人事業者）〔原本〕
- キ 市町村税完納証明書（法人及び代表者）〔原本〕

- ク 償却資産申告受理証明書（法人又は個人事業者）〔原本〕
- ケ 消費税及び地方消費税納付証明書（法人又は個人事業者）〔原本〕
- コ 労災保険料納入証明書
- サ 建設業退職金共済組合加入証明書写し
- シ 雇用保険納入証明書写し
- ス 住民票（代表者）〔原本〕
- セ 社会保険料又は国民年金保険料納付証明書〔原本〕
- ソ その他（社会貢献活動に関する事項）

(3) 許認可等の要件

審査基準に該当し，上記申請書及び関係書類一式に不備がない場合には申請を受理する。

2 標準処理時間

1 日